

# 農林環境専門職大学等備品機種等選定委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部における備品の購入等の適正を図るため、農林環境専門職大学等備品機種等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には事務局長を充て、委員には、事務局長が指名する者をもって充てる。

## (職務)

第3条 委員長は、委員会を総括する。

2 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を代理する。

## (審議事項)

第4条 委員会は、備品の購入予定価格が1件 300万円を超えるものについて、次の事項を審議するものとする。

- (1) 備品の必要性、用途に関すること。
- (2) 備品の仕様、機種選定に関すること。
- (3) 契約方法に関すること。
- (4) 指名業者の選定に関すること。（随意契約に係る業者の選定を含む。）
- (5) その他備品購入について重要な事項に関すること。

## (委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、備品の購入機種の審議事項により、出席委員の制限をすることができる。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係する職員に対し、出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、非公開で行うものとする。

## (委員会の特例)

第6条 委員長が特に軽易と認めたもの及び緊急を要すると認めたものについては、書類の合議で委員会に代えることができる。

## (秘密の保持)

第7条 委員会に出席した者は、その秘密を他に漏らしてはならない。

## (事務局)

第8条 事務局は、総務企画課に置く。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。